

次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定
社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団 行動計画

2024年4月1日

すべての職員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図り、仕事と子育てを両立させることができる具体的な取組を進めるため、また地域社会との共存を図りながら法人活動を進めるために、以下の通り行動計画を定めます。

1. 計画期間 2024年4月1日から2026年3月31日（2年間）

2. 目標と取組内容・実施次期

目標1（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男性職員の育児休業取得率を20%以上とする

〈実施時期・取組内容〉

- 2024年4月～ 個別相談の充実（法人相談窓口の活用、定期面談時の聞き取り等）
- 2024年4月～ 新規採用職員・管理職を対象とした研修の実施（年1回）

目標2（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

育児休業制度の拡充

〈実施時期・取組内容〉

- 2024年7月～ 職員アンケート等による、育児休業制度のニーズ把握
- 2025年4月～ 拡充した育児休業制度の導入

目標3（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

有給休暇取得率が低い無期雇用労働者の取得率を66.4%から70%にし、
全職員の取得率を71%から75%にする

〈実施時期・取組内容〉

- 2024年4月～ 「一般事業主行動計画」の周知と前年度取得日数プラス1日の推進
- 2024年5月～ 取得率調査の開始

目標4（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

課長級に占める女性割合を2026年3月までに、現在の15.7%から
20%以上とする

〈実施時期・取組内容〉

- 2024年4月～ 管理職の超過勤務時間削減への取組を開始（2026年3月までに現在の平均残業時間22時間を17時間以下とする）
- 2024年7月～ 「女性活躍」研修への参加